

小浜市ふるさと就職奨励金 申請手順

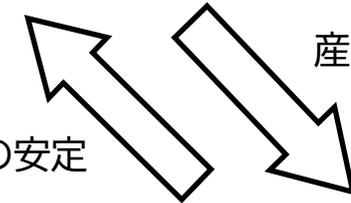
建設業、製造業、運輸業・郵便業（但し、郵便局で行う事業を除く）
（市内に事業所を有し、雇用保険制度に加入している事業所に限る）

就職・雇用契約



雇用の安定

産業の活性化



対象者

【新規学卒者】

市内に住所を有する方で、中学校、高等学校または大学等を卒業し、卒業した日から起算して1年以内に、対象企業へ就職した方（35歳未満に限る）

【Uターン者】

小浜市出身で、次のいずれかに該当する35歳未満の方

- ①市に転入し、転入後1年以内に新たに対象企業に就職した方。
- ②新たに対象企業に就職し、就職後1月以内に市に転入した方。

【Iターン者】

小浜市外の出身で、次のいずれかに該当する35歳未満の方

- ①市に転入し、転入後1年以内に新たに対象企業に就職した方。
- ②新たに対象企業に就職し、就職後1月以内に市に転入した方。

※対象企業・・・建設業、製造業、運輸業・郵便業
（郵便局の事業を除く）

当該年度

①認定申請

【就職後1か月以内に提出】

②受給資格認定

12カ月経過後

③交付申請

【交付基準日の経過後に提出】

④交付決定通知

⑤交付請求

⑥奨励金交付

小浜市

【奨励金】

1人当たり **6万円**（本人に一括交付）

【交付基準日】

就職から12か月経過後の最初の月末

例）就職日が4/1の場合、交付基準日は翌年の4/30

【要件】

- ①雇用保険の被保険者
（非正規雇用、パートは除く）
- ②市税を滞納していない者
- ③過去に就職奨励金を受給していない
- ④就職日において35歳未満
- ⑤就職してから1年間継続して就業していること